

# 一人親方の皆様へ

(財)建設業振興基金からのお知らせ

ケガや病気、老後の生活、元請の倒産...  
将来の不安に対し、十分な備えをしていますか？

ここでは、建設業で働く一人親方の皆様に、

## 安心した生活を実現する様々な制度を紹介します

全国の建設現場では、個人で工事の一部を請負う、いわゆる「一人親方」が数多く活躍されています。

特定の会社に所属している方であっても、その会社と個人請負の関係となり、個人事業主のような立場になれば、一人親方にあてはまります。

一人親方になると雇用者ではなくなりますので、

- ・雇用者に対する諸制度、例えば雇用保険には加入できなくなる
- ・発注元の会社の倒産に巻き込まれる

などの懸念が高まりますが、一人親方（個人事業主）が自ら加入できる社会保障制度等も数多くあります。

ここでは、一人親方の皆様の福祉を向上させるための主な制度を紹介します。

## 一人親方にあてはまる場合とは

雇用者ではなく一人親方となる条件は、個々の制度ごとに確認が必要ですが、以下のいずれかにあてはまる場合は一人親方となる可能性があります。

- a．雇用者としてではなく、個人で仕事を請負っている。
- b．特定の会社に所属しているが、その会社と個人請負で仕事を行っている。
- c．何人かのグループで仕事をしているが、お互いは雇用関係がない。
- d．親方の下で技能修得中の身であるが（弟子、見習い等として）、この親方とは雇用関係がない。



## 1 . 労災保険特別加入

建設現場では、元請業者が一括して下請業者の雇用者の労災保険に加入するのが原則ですが、雇用者ではない一人親方は、この労災保険の適用を受けることができません。しかし、自ら労災保険に特別加入することができます。

労災保険に特別加入すれば、業務中や通勤途中の災害によるケガや病気の治療費、休業や障害に対する補償、死亡時の遺族補償等が給付されます。

一人親方がこれに加入するためには、都道府県労働局長が認可した労働保険事務を代行する団体に入会する(あるいは自ら団体をつくる)ことが必要になります。

→ 詳しくは、最寄の労働基準監督署にお問合わせ下さい。

① (財)労災保険情報センター <http://www.rousai-ric.or.jp/>

## 2 . 退職金

### イ . 建設業退職金共済制度 ( 建退共制度 )

一人親方であっても任意組合の会員となれば、建退共制度に加入することができます。

勤労者退職金共済機構が運営する国の共済制度です。現場で働いた日数に応じて掛金(1日310円)を積立て、建設業から引退する時に退職金を受取るものです。

建退共が認定した一人親方の任意組合に入会する(あるいは、何人かの一人親方が集まって任意組合をつくる)ことにより、この制度に加入することができます。

→ 詳しくは、各都道府県建退共支部や相談コーナーにお問合わせ下さい。

① 建設業退職金共済事業本部 <http://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/>

### ロ . 小規模企業共済制度

個人事業主が加入できる国がつくった「経営者の退職金制度」とよばれている制度です。

中小企業基盤整備機構が運営する国の共済制度です。個人事業主等が毎月一定額(千円~7万円の範囲内)を積立て、事業をやめた時に共済金を受取るものです。

一人親方も個人事業主として加入することができます。

→ 詳しくは、中小企業基盤整備機構の共済相談室・分室にお問合わせ下さい。

① 中小企業基盤整備機構 <http://www.smrj.go.jp/>

## 3 . 国民健康保険

一人親方となると国民健康保険の加入手続を自ら行わなければなりません。

国民健康保険には、建設業などの業種別の団体等が組織する国保組合（国民健康保険組合）が運営するものと、市区町村が運営するものがあります。

建設業に関わる国保組合では、ケガや病気で休業中の手当金の給付等、独自の福利厚生サービスを行っているところもあります。国保組合に加入するには、その国保組合の母体となる業種団体の会員になることが必要です。

→ 詳しくは、建設業に関わるそれぞれの国保組合にお問合わせ下さい。

① 建設関連国保組合一覧

<http://www.yoi-kensetsu.com/jinzai/pdf/kokuhoichiran.pdf>

国保組合に加入できない方は、市区町村が運営する国民健康保険に加入して下さい。加入手続は市区町村の国民健康保険担当窓口で行っています。

① (社)国民健康保険中央会 <http://www.kokuho.or.jp/>

## 4 . 国民年金・国民年金基金

一人親方となると自ら国民年金に加入しなければなりません。

また、国民年金に国民年金基金を上乗せし、より多くの老後の蓄えをすることが望まれます。

一人親方となり厚生年金から脱退した場合、国民年金に加入しなければなりません。加入手続は市区町村の国民年金担当窓口で行っています。

① (社)日本国民年金協会 <http://www.nenkin.or.jp/>

国民年金基金は国民年金に上乗せされる年金です。各都道府県に地域型国民年金基金がある他、業種別の職能型国民年金基金があり、建設業関連では5つの基金が設立されています。

国民年金基金には終身年金（2種類）と確定年金（3種類）があり、それらを組み合わせ、自らが希望する年金プランを作ることができます。

→ 詳しくは、それぞれの国民年金基金にお問合わせ下さい。

① 国民年金基金連合会 <http://www.npfa.or.jp/>

## 5 . 中小企業倒産防止共済制度

一人親方となり個人請負で仕事をすると、発注元の会社が倒産した場合、雇用者に対する賃金の支払の確保のような制度が適用されず、代金回収ができないおそれがあります。このような事態に備え、何らかの対策を講じていますか？

中小企業基盤整備機構が運営する国の共済制度です。取引先事業者が倒産し、代金の回収が困難となった場合に、共済金の貸付を無担保、無保証人、無利子で受けることができます。

継続して1年以上事業を行っている一人親方は、個人事業主として加入できます。

→ 詳しくは、中小企業基盤整備機構の共済相談室・分室にお問合わせ下さい。

① 中小企業基盤整備機構 <http://www.smrj.go.jp/>

## 6 . 教育訓練施設

雇用者であれば、教育訓練には雇用保険の適用により各種助成を受けることができますが、一人親方になるとこの助成が受けられません。

しかし、一人親方でも受けられる教育訓練が全国各地にあります。

正しい技能を基礎から身につけるには、専門的な教育訓練を受けることが効果的です。

建設技能の教育訓練を行っている全国各地の教育訓練施設や専門学校情報はインターネット上で公開されています。

① 「建設技能教育訓練施設データベース」 <http://www.yoi-kensetsu.com/skilleducation/>

ここでは、それぞれの施設について、対象業種や取得可能な資格、施設の特長や科目などを調べることができます。

このデータベースを活用し、自らが必要とする教育訓練を受講しましょう。

パンフレットの内容に関するお問合わせは、  
(財)建設業振興基金までお寄せ下さい。

(財)建設業振興基金 構造改善センター

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4丁目2番12号  
虎ノ門4丁目MTビル2号館

TEL : 03-5473-4572 FAX : 03-5473-4580

E-mail : kaizen02@kensetsu-kikin.or.jp

